

【参考資料】

令和4年第4回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第1号	奥州市個人情報保護に関する条例 〔奥州市情報公開条例 奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例〕
議案第2号	押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 〔奥州市職員の服務の宣誓に関する条例（第1条関係） 奥州市固定資産評価審査委員会条例（第2条関係） 奥州市住民投票条例（第3条関係）〕
議案第3号	奥州市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号	奥州市行政不服審査会条例の一部を改正する条例
議案第5号	奥州市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 〔奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（第1条関係） 奥州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第2条関係） 奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例（第3条関係） 奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（第4条関係） 奥州市職員の育児休業等に関する条例（第5条関係） 奥州市一般職の職員の給与に関する条例（第6条関係） 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第7条関係） 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第8条関係） 奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第9条関係）〕
議案第7号	奥州市職員の高齢者部分休業に関する条例 〔奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例〕

奥州市情報公開条例新旧対照表

改 正 後	現 行													
<u>（手数料等）</u> 第21条 開示請求を行い、文書若しくは図画の写し又は電磁的記録を用紙に出力した書面の交付を受ける者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。 2 前項の手数料のほか、開示の実施に要する送料その他の費用は、開示請求者が負担するものとする。この場合において、手数料及び費用（次項において「手数料等」という。）は、行政文書の開示を受ける前に納付しなければならない。 3 既納の手数料等は、還付しない。	<u>（費用負担）</u> 第21条 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 2 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。													
別表（第21条関係） <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">文書又は図画の写しの交付</td><td>複写（白黒） 用紙 1 枚につき</td><td>10円</td></tr><tr><td>複写（カラー） 用紙 1 枚につき</td><td>20円</td></tr><tr><td rowspan="2">電磁的記録を用紙に出力した書面の交付</td><td>出力（白黒） 用紙 1 枚につき</td><td>10円</td></tr><tr><td>出力（カラー） 用紙 1 枚につき</td><td>20円</td></tr></table>		区 分	単 位	金 額	文書又は図画の写しの交付	複写（白黒） 用紙 1 枚につき	10円	複写（カラー） 用紙 1 枚につき	20円	電磁的記録を用紙に出力した書面の交付	出力（白黒） 用紙 1 枚につき	10円	出力（カラー） 用紙 1 枚につき	20円
区 分	単 位	金 額												
文書又は図画の写しの交付	複写（白黒） 用紙 1 枚につき	10円												
	複写（カラー） 用紙 1 枚につき	20円												
電磁的記録を用紙に出力した書面の交付	出力（白黒） 用紙 1 枚につき	10円												
	出力（カラー） 用紙 1 枚につき	20円												
備考 1 用紙の両面に複写又は出力をした場合は、片面を 1 枚とする。 2 用紙は、原則として日本産業規格A列 3 番までのもととし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。														

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(設置) 第1条 奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び奥州市個人情報の保護に関する条例（令和 年奥州市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正な運営を図るため、市長の附属機関として奥州市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護条例第2条第1項の実施機関をいう。 2 この条例において「諮問実施機関」とは、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び議会をいう。 3 この条例において「行政文書」とは、情報公開条例第2条第1項第2号の行政文書をいう。 4 前3項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、情報公開条例並びに個人情報保護法及び個人情報保護条例において使用する用語の例による。 (所掌) 第3条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 情報公開条例第18条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査し、及び審議するほか、情報公開条例並びに個人情報保護法及び個人情報保護条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。 (2) 個人情報保護条例第5条の規定による諮問に応じ、実施機関に意見を述べること。 (3) 略 (提出資料の写しの送付等) 第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項、第10条又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときは、この限りでない。 2～4 略 (罰則) 第18条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処	(設置) 第1条 奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び奥州市個人情報保護条例（平成18年奥州市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正な運営を図るため、市長の附属機関として奥州市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語は、情報公開条例及び個人情報保護条例において使用する用語の例による。 (所掌) 第3条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 情報公開条例第18条第1項及び個人情報保護条例第40条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査し、及び審議するほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。 (2) 略 (提出資料の写しの送付等) 第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2～4 略

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
する。	

奥州市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、<u>宣誓書（別記様式）を任命権者に提出</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。 別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名	（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前で、宣誓書（別記様式）に署名押印</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。 別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 <u>印</u>

奥州市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（審査の申出） 第4条 略 2・3 略 <u>4・5</u> 略 （審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u> <u>(4)</u> 略 （口頭審理） 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) 略 6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(4) 略 <u>(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u> <u>(6)</u> 略 （実地調査） 第9条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) 略	（審査の申出） 第4条 略 2・3 略 <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5・6</u> 略 （審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)・(2) 略 <u>(3)</u> 略 （口頭審理） 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(3) 略 6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(4) 略 <u>(5)</u> 略 （実地調査） 第9条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(3) 略

奥州市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
<u>(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u> <u>(5) 略</u> （議事についての調書） 第10条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）～（3）略 <u>(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u> <u>(5) 略</u>	<u>(4) 略</u> （議事についての調書） 第10条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。 （1）～（3）略 <u>(4) 略</u>

奥州市住民投票条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（署名の収集） 第8条 略 2 略 3 請求者が署名簿に署名するに当たっては、自己の氏名を署名するほか、署名年月日、住所及び生年月日を記載するものとする。 4～7 略	（署名の収集） 第8条 略 2 略 3 請求者が署名簿に署名するに当たっては、自己の氏名を署名するほか、<u>押印並びに</u>署名年月日、住所及び生年月日を記載するものとする。 4～7 略

奥州市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 施行令第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 庁舎その他の施設の管理に関する契約</u> <u>(6) 収集又は運搬に関する契約</u> <u>(7) 電気通信利用役務（電気通信回線を介して行われる情報システム利用サービス等の役務をいう。）の提供を受ける契約</u> <u>(8) 第1号から第3号までに掲げる物品の保守、点検その他の管理に関する契約</u> <u>(9) 前各号に掲げるもののほか、物品を借入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、市長が別に定めるもの</u>	(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 施行令第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略

奥州市行政不服審査会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(罰則)</u> <u>第9条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>	

奥州市一般職の職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> 附則	
第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
第2章 定年制度 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。	（定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。<u>ただし、医師及び歯科医師である職員（病院事業又は診療所事業等において医療業務を行う者に限る。）の定年は、年齢70年とする。</u>
<u>2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師である職員（病院事業又は診療所事業等において医療業務を行う者に限る。）の定年は、年齢70年とする。</u>	
（定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職</u>	（定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職</u>

奥州市一般職の職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合は、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の規定により<u>引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 略	員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合は、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 5 略
第3章 管理監督職勤務上限年齢制 <u>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</u> 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（病院又は診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。 (1) 奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）第18条第1項に規定する職 (2) 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第299号）第4条に規定する職 (3) 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年奥州市条例第5号）第4条に規定する職 <u>（管理監督職勤務上限年齢）</u> 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u> 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u>	<u>（委任）</u> 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

奥州市一般職の職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> <u>第９条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>２ 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> <u>第11条 任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第４章 定年前再任用短時間勤務制</u>	

奥州市一般職の職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行								
<u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 第 5 章 雑則 <u>（委任）</u> 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1・2 略 <u>（定年に関する経過措置）</u> 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr><tr><td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr><tr><td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr><tr><td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr></table> <u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u> 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に規定する職員を除く。以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	附 則 1・2 略
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

奥州市一般職の職員の定年等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>	

奥州市職員の分限の手続及び効果等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定により、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 附 則 1・2 略 <u>（降給に関する経過措置）</u> 3 <u>奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u> 4 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定により、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 附 則 1・2 略

奥州市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下とし、この期間においては、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年奥州市条例第9号）第3条及び第5条の規定による報酬に限る。）の額）の10分の1以下を<u>減ずるものとする</u>。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、<u>当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年奥州市条例第9号）第3条及び第5条の規定による報酬に限る。）の額）の10分の1以下を<u>減じるものとする</u>。

奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>） （2）～（4） 略 <u>（5） 定年等条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（6） 略</u> 3 略	（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職に採用された職員及び地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に採用された職員を除く。</u>） （2）～（4） 略 <u>（5） 略</u> 3 略

奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第４条関係）

改 正 後	現 行
（１週間の勤務時間） 第２条 略 ２ 略 ３ 法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４ 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２ 任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については１週間ごとの期間について、１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第４条 略 ２ 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合は、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては８日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。 （年次休暇） 第11条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 （１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）	（１週間の勤務時間） 第２条 略 ２ 略 ３ 法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４ 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２ 任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については１週間ごとの期間について、１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第４条 略 ２ 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合は、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては８日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。 （年次休暇） 第11条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 （１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
(2)・(3) 略 2・3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第17条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	(2)・(3) 略 2・3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第17条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 後	現 行
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4) 略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）とする。 （部分休業の承認） 第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号）第3条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（規則で定める職員については、規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2・3 略	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）とする。 （部分休業の承認） 第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号）第3条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（規則で定める職員については、規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2・3 略

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後	現 行
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第5条 略 2～11 略 第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた<u>当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u> <u>2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （通勤手当） 第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項において「交通機関等」という。</u>）を利用してその運賃（規則で定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他規則で定める運賃（以下<u>この号において「特別運賃」という。</u>）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下<u>この項及び次項において「運賃等」という。</u>）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2）通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下<u>この条において「自動車等」という。</u>）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第5条 略 2～11 略 <u>12 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u> <u>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （通勤手当） 第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃（規則で定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他規則で定める運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2）通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後	現 行
(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号において「運賃等相当額」という。</u>）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。</u>）が6万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、6万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が6万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき2,000円（その使用する自動車等が自転車以外の交通用具で、規則で定めるものである場合にあっては、通勤距離を考慮して規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）） (3) 略 3～6 略 （時間外勤務手当） 第13条 略 2 育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4～6 略 7 育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。 （期末手当）	(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が6万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、6万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が6万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき2,000円（その使用する自動車等が自転車以外の交通用具で、規則で定めるものである場合にあっては、通勤距離を考慮して規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）） (3) 略 3～6 略 （時間外勤務手当） 第13条 略 2 育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4～6 略 7 育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。 （期末手当）

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後	現 行
第20条 略 2 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 <u>その者の</u>勤勉手当基礎額に<u>その者が</u>それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外） 第23条の3 <u>第5条第3項から第11項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の4及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 附 則 1～10 略 <u>（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）</u> 11 <u>当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定によりその者の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第7項の規定によりその者の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u> 12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> （1）<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u>	第20条 略 2 略 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 <u>当該職員の</u>勤勉手当基礎額に<u>当該職員が</u>それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 （<u>再任用職員</u>についての適用除外） 第23条の3 <u>第8条、第9条、第10条、第10条の4及び第22条の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 附 則 1～10 略

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後									現 行																								
(2) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年奥州市条例第 号）による改正前の奥州市一般職の職員の定年等に関する条例（平成18年奥州市条例第30号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員 (3) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員 (4) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） 13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額とその者の受ける給料月額」とする。 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その者の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その者の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 18 育児短時間勤務職員等に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「f」とする」とあるのは、「f」に、算出率を乗じて得た額とする」とする。																																	
別表第1（第4条関係） 行政職給料表									別表第1（第4条関係） 行政職給料表																								
職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後								
区分	級							
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 189,400	円 217,100	円 257,500	円 277,100	円 292,300	円 317,900	円 360,000
備考 略								

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	略	略	略	略	略
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000
備考 略					

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	略	略	略	略	略	略
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 190,400	円 217,200	円 245,700	円 259,200	円 284,600

現 行								
区分	級							
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用 職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000
備考 略								

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
備考 略					

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略
再任用職員		190,400	217,200	245,700	259,200	284,600

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後							現 行						
備考 略							備考 略						
ウ 医療職給料表(3)							ウ 医療職給料表(3)						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700
		円	円	円	円	円							
		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700							
備考 略							備考 略						

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 後	現 行
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第24条 第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （再任用職員についての適用除外） 第24条 第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。

奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改 正 後	現 行
（給与の種類） 第2条 奥州市医療局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第26条 第5条から第8条まで、第10条及び第20条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。	（給与の種類） 第2条 奥州市医療局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （再任用職員についての適用除外） 第26条 第5条から第8条まで、第10条及び第20条の規定は、<u>再任用職員</u>（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。

奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改 正 後	現 行
（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(給与の減額) 第19条 略 2 略 3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として市長が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第19条 略 2 略

奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(給与の減額) 第21条 略 2 略 3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第21条 略 2 略